

東松山市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

この要領は、本市が発注する営繕工事において、「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものである。

1 取組方式

モデル工事は、「モデル工事（現場閉所型）」又は「モデル工事（交替制）」のいずれかの方式による。

(1) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式

ア 週休2日確保の方法

対象期間において、現場閉所（現場休息）率（28日当たりの現場閉所又は現場休息の日数の割合をいう。以下同じ。）を28.5%以上とすることによる。

イ 対象期間

契約工期のうち、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から現場完成日までの期間を対象期間とする。

ウ 現場閉所

現場閉所は、1日を通じて作業（現場事務所での作業を含み、巡回パトロール、保守点検等を除く。）を行わず、現場を閉所することにより実施する。

エ 現場休息

現場休息は、分離発注工事の場合の各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業を行わないことにより実施する。

オ 現場閉所（現場休息）日

現場閉所（現場休息）日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。また、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

上記のほか、対象期間中の現場閉所（現場休息）日に関する運用については、以下のとおりとする。

- ・降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所を行ったときは、現場閉所（現場休息）日に含めるものとし、現場閉所（現場休息）が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。
- ・年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者が指定する期間等の対象期間において現場作業がない期間は、あらかじめ設定された現場閉所（現場休息）日のみをカウントするものとする。

カ 現場閉所率の算出方法 以下の算出式による。

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所（現場休息）日数 ÷ 対象期間の日数

(2) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式

ア 週休2日確保の方法

平均休日率（全対象者を平均した対象期間における休日の割合をいう。以下同じ。）を、4週8休を目安として28.5%以上とすることによる。

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を行うことのない状態が24時間続いたものを休日とみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

ウ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ。）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象者とする。ただし、連続する従事期間が1週間未満の者は除くものとする。

エ 対象期間

契約工期のうち、各対象者の従事期間を対象期間とする。なお、下請けについては施工体制台帳上の工期を基本とする。

オ 休日率の算出方法 以下の算出式による。

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

カ 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

2 対象とする工事

原則として、全ての工事をモデル工事の対象とする。

ただし、以下に例示するような工事は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。

<対象外工事の例>

- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・対象期間が1か月未満の工事

3 発注方式

(1) 取組み方式の選択

取組み方式は、モデル工事（現場閉所型）の採用を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

なお、モデル工事（交替制）として発注した場合であっても、受注者がモデル工

事（現場閉所型）を希望した場合は、工事着手前の協議により、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

(2) 発注図書等への明示

モデル工事の発注に当たっては、別記の例により入札公告及び特記仕様書に取組み方を明示するものとする。

4 設計の取扱い

(1) 工期の設定について

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(2) 労務費の補正

モデル工事の積算に当たっては、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に1.05の補正係数を掛け補正する。

5 試行状況の管理

モデル工事の試行に関しては、次の要領で試行状況の管理を行う。

(1) 工事着手前

ア 受注者は、施工計画書及び工事工程表を作成するときは、週休2日を前提とする。

イ モデル工事（現場閉所型）の受注者は、現場施工着手日から28日分の「休日取得計画書（様式1）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日取得計画書（様式1）」を作成する。

(2) 対象期間中

ア モデル工事（現場閉所型）

（ア） 受注者は、翌28日分の「休日取得計画書（様式1）」を7日前までに提出し、現場閉所（現場休息）日の計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

（イ） 28日間終了後、「休日取得実績書（様式2）」を翌7日間の内に提出し、現場閉所（現場休息）日の実績について発注者の確認を受ける。28日に満た

ない最終期間は7日ごとに確認を受ける。

(ウ) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

(エ) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

イ モデル工事（交替制）

(ア) 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。また、チェックリストの確認用に、休日確保状況を確認できる書類（工事日報等）を発注者に提示する。

(イ) 対象期間終了後は、速やかに最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

(ウ) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(3) 工事完成後

受注者は、工事完成日の14日前までに、取組み方式に応じて次に掲げる書類を発注者に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

ア モデル工事（現場閉所型） 対象期間全ての「休日取得実績書（様式2）」及び「休日取得実績書【集計表（様式2-2）】」

イ モデル工事（交替制） 最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式3）」

6 達成状況による変更契約

受発注者は、週休2日の確保を達成できなかったときは、その状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算のための変更契約を行う。

このための変更設計は、次の要領で行う。

(1) モデル工事（現場閉所型） 4(2)による補正を削除する。

(2) モデル工事（交替制）

4(2)の補正係数を、達成状況に応じ次の表の補正係数に入れ替えて行う。ただし、達成状況が4週6休に満たない場合は、4(2)による補正を削除する。

達成状況	補正係数
4週7休以上4週8休未満	1.03
4週6休以上4週7休未満	1.01

※ 4週7休以上とは25%以上の、4週6休以上とは21.4%以上の平均休日率であることをいう。

7 その他

(1) 工事現場における周知

受注者は、対象期間中においては、モデル工事であることをPRする「揭示図（様式4）」を工事現場に設置する。

(2) 発注者の責務

ア 発注者は現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等の申出があったときはクイックレスポンスに努めるものとする。

イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(3) 工事成績評価における取扱い

モデル工事について、週休2日の確保を達成したこと又は達成できなかったことによっては、工事成績評価の加点又は減点を行わないものとする。

(4) 意見聴取

発注者は、受注者に協力を依頼してアンケート調査を行う等により、モデル工事の試行に関し受注者の意見を聴取するよう努めるものとする。

8 補則

(1) この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 各発注課所は、所管する工事の特性等を勘案し、本要領とは別に週休2日の確保のための要領等を定めることができる。

附 則

本要領は、令和6年4月12日から施行する。

ただし、同日前に設計した工事であって工事着手前の工事についても、受発注者間の協議により適用することができるものとする。

別記

(入札公告及び特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

本工事は、週休2日制モデル工事（※）の試行対象工事である。

※ 採用した方式に応じ、「現場閉所型」又は「交替制」と記入する。

<特記仕様書>

1 週休2日制モデル工事

- (1) 本工事は、週休2日制モデル工事（※）の試行対象工事である。施行の実施は、東松山市週休2日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、東松山市ホームページを確認すること。

※ 採用した方式に応じ、「現場閉所型」又は「交替制」と記入する。